

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)

令和4年1月24日

(名称) 鹿沼市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤、通学、通院、買い物等の市民の日常生活の足の確保や社会参加機会の提供が求められている。 ・ 高齢者等の移動手段の確保と公共交通空白地域の解消を推進するとともに、本市の一体的なまちづくりに資するため、地域の特性や住民のニーズに適合した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する必要がある。 											
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果											
(1) 事業の目標											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>路線名</th> <th>現状 (R3 年度)</th> <th>目標値 (R9 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収支率</td> <td>リーバス 口栗野線</td> <td>15.7%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table>				指標	路線名	現状 (R3 年度)	目標値 (R9 年度)	収支率	リーバス 口栗野線	15.7%	20.0%
指標	路線名	現状 (R3 年度)	目標値 (R9 年度)								
収支率	リーバス 口栗野線	15.7%	20.0%								
(2) 事業の効果											
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に栗野地区の学生・高齢者等に不可欠な市街地への交通手段が確保される。 ・ 栗野地域予約バスや鉄道駅と接続することで、効率的な運行ができる。 											
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体											
<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド交通（予約バス）等と連動した運行形態再編（鹿沼市・運行事業者） ・ HP や広報紙等によるバスのPR（鹿沼市・運行事業者） ・ 小学校、高齢者サロン等における乗り方教室の実施（鹿沼市・運行事業者） 											
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者											
<p>(運行系統)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーバス 口栗野線 <p>(運送予定者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東自動車株式会社 											
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額											
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、鹿沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>											

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
・平日6回運行している。
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
(取組内容・実施主体) <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい時刻表への見直し（鹿沼市） ・バスの乗り方教室開催（鹿沼市・運行事業者） ・「鹿沼秋まつり」等イベントと連携した広告協賛事業（鹿沼市・運行事業者） ・GTFS-JP データ保守による Google マップ経路詮索整備（鹿沼市） (効果目標) <ul style="list-style-type: none"> ・収支率 20%以上 (実施時期) <ul style="list-style-type: none"> ・通年
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和4年1月24日に鹿沼市地域公共交通活性化協議会において計画全体について承認された。
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通計画策定時に市民アンケート等により意見を聴取し反映させた。 ・鹿沼市地域公共交通活性化協議会に鹿沼市自治会連合会の会長が委員として参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

(所 属) 市民部生活課交通政策係

(氏 名) 鈴木 さくら

(電 話) 0289-63-2163

(e-mail) seikatsu@city.kanuma.lg.jp

地域公共交通確保維持事業 詳細
 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

令和4年1月24日

(名称) 鹿沼市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・通勤、通学、通院、買い物等の市民の日常生活の足の確保や社会参加機会の提供が求められている。
- ・高齢者等の移動手段の確保と公共交通空白地域の解消を推進するとともに、本市の一体的なまちづくりに資するため、地域の特性や住民のニーズに適合した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

指標	地域	現状 (R3年度)	目標値 (R9年度)
収支率	栗野地域	3.1%	10.0%
	北押原・南押原・北犬飼地区	6.6%	10.0%
	松原地区等	2.0%	10.0%
	板荷・菊沢地区	5.1%	10.0%

(2) 事業の効果

- ・各地区とも、予約バスの運行を維持することにより、運行地域の高齢者等の日常生活の足を面的に確保できる。
- ・幹線系統や鉄道駅と接続することで、効率的な運行ができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバス（リーバス）と連動した運行形態再編（鹿沼市・運行事業者）
- ・HPや広報紙等によるバスのPR（鹿沼市・運行事業者）
- ・高齢者サロン等における乗り方教室の実施（鹿沼市・運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、鹿沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・「板荷・菊沢地区」を運行する予約バス車両については、耐用年数を大幅に上回る7年を経過し、利用者増への対応も急務であることから、早急な買い換えが必要となった。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・「板荷・菊沢地区」予約バスの収支率を10.0%以上（R3年度実績5.1%）
(2) 事業の効果
・「板荷・菊沢地区」予約バスを維持することにより、当該地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6のとおり。 なお、運行事業者が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和4年1月24日に鹿沼市地域公共交通活性化協議会において計画全体について承認された。
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通計画策定時に市民アンケート等により意見を聴取し反映させた。 ・鹿沼市地域公共交通活性化協議会に鹿沼市自治会連合会の会長が委員として参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

(所 属) 市民部生活課交通政策係

(氏 名) 鈴木 さくら

(電 話) 0289-63-2163

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鹿沼市	鹿沼合同タクシー(株)	(1) 粟野地域予約バス(粟野)		粟野(粟野)		往 km 復 km	362日	2,534回		区域運行	①	旧粟野町役場バス停 等で地域間幹線系統 口粟野線と接続	③
	鹿沼合同タクシー(株)	(2) 粟野地域予約バス(粕尾)		粟野(粕尾)		往 km 復 km	297日	2,079回		区域運行	①	旧粟野町役場バス停 等で地域間幹線系統 口粟野線と接続	③
	鹿沼合同タクシー(株)	(3) 粟野地域予約バス(永野)		粟野(永野)		往 km 復 km	297日	3267回		区域運行	①	旧粟野町役場バス停 等で地域間幹線系統 口粟野線と接続	③
	鹿沼合同タクシー(株)	(4) 粟野地域予約バス(清洲)		粟野(清洲)		往 km 復 km	297日	2,376回		区域運行	①	旧粟野町役場バス停 等で地域間幹線系統 口粟野線と接続	③
	鹿沼合同タクシー(株)	(5) 北押原・南押原・北大銅地区予約バス		北押原 南押原 北大銅		往 km 復 km	297日	4,158回		区域運行	①	JR鹿沼駅でJR日光線と 接続。東武新鹿沼駅・横山 駅・榑木駅で東武日光線と 接続。東武横山駅バス停 等で地域間幹線系統口粟 野線と接続。運転免許セン ターバス停等で地域間幹 線系統榑木線(宇都宮駅・ 免許センター・榑木車庫) と接続。鹿沼駅前バス停等 で地域間幹線系統長坂線 (宇都宮駅・長坂上・鹿 沼営業所)及び荒針線(宇 都宮駅・荒針・鹿沼営業 所)と接続	③
	鹿沼合同タクシー(株)	(6) 松原地区等予約バス		松原等		往 km 復 km	297日	2524.5回		区域運行	①	JR鹿沼駅でJR日光線と 接続。東武新鹿沼駅で東 武日光線と接続。JR鹿沼 駅バス停等で地域間幹線 系統口粟野線と接続。白 桑田バス停等で地域間幹 線系統長坂線(宇都宮駅・ 長坂上・鹿沼営業所)と 接続。鹿沼駅前バス停等 で地域間幹線系統荒針線 (宇都宮駅・荒針・鹿沼営 業所)と接続	③
平和タクシー(有)	(7) 板荷・菊沢地区予約バス		板荷・菊沢		往 km 復 km	297日	2,079回		区域運行	①	JR鹿沼駅でJR日光線と 接続。東武新鹿沼駅・板荷 駅で東武日光線と接続。J R鹿沼駅バス停等で地域 間幹線系統口粟野線と接 続。鹿沼駅前バス停等で 地域間幹線系統長坂線 (宇都宮駅・長坂上・鹿 沼営業所)及び荒針線(宇 都宮駅・荒針・鹿沼営業 所)と接続	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿沼市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	59,154
交通不便地域等	10,496

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,132	栗野地区	山村振興法
1,490	粕尾地区	山村振興法
1,249	永野地区	山村振興法
1,992	加蘇地区	山村振興法
856	西大芦地区	山村振興法
1,777	板荷地区	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鹿沼市地域公共交通計画	令和4年3月予定	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
鹿沼市	平和タクシー(有)	1	(7) 板荷・菊沢地区予約バス	小型車両			14				リース
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。